

建築確認制限一覧表

参考としてご参照ください。

	長与町の都市計画により定めているもの
	建築基準法の規定により定められているもの
	長崎県の都市計画審議会を経て定められているもの

		第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	市街化調整区域
絶対高さ制限(m)		10						
防火規定		建築基準法第22条区域						
建蔽率	一般敷地(%)	50	60	80	60	60	60	
	角地(%)	60	70	90	70	70	70	
容積率	一般敷地(%)	100	200	200 , 300	400	200	200	
	敷地前面道路<12m	上記の割合以下で、かつ、前面道路の幅員(m)×0.4			上記の割合以下で、かつ、前面道路の幅員(m)×0.6			
最低敷地面積(m ²)		指定なし 注>①榎の鼻地区計画の住居系区域において165m ² の指定あり ②嬉里・丸田地区計画区域において165m ² の指定あり						